

令和元年度兵庫県私立高等学校等 奨学給付金制度について

兵庫県では、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」を活用し、私立高等学校等の生徒（就学支援金の受給資格を有する者）の保護者で、生活保護（生業扶助）受給世帯、または市町民税所得割額及び県民税所得割額0円の世帯の方に対し、修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、生徒会費等の教育に必要な経費を支援するため、奨学給付金を支給します（返還の必要はありません）。

所定の基準にあてはまる場合は、学校に申請してください。

なお、申請の要件、支給額などの詳しいことは学校にお問い合わせください。

兵庫県の奨学給付金の支給を受けられる人

◆ 対象者の条件

令和元年7月1日現在、私立の高等学校・中等教育学校（後期課程）・高等専門学校・専修学校（高等課程）・各種学校に在籍する生徒（平成26年度以降に中学校から高等学校等に進学した生徒で、就学支援金受給資格を有する者（特別支援学校の生徒を除く））の保護者が、次の要件すべてに該当すれば、支給を受けることができます。

- (1) **保護者**（学校教育法第16条に定める子に対して親権を行う者）が**兵庫県在住であること**。
（生徒の居住地は兵庫県外でも構いません。）
- (2) **生活保護世帯（生業扶助受給）**または、令和元年度の**市町民税所得割額及び県民税所得割額（保護者の合計額）が0円**であること。

<ご注意>

- ※ 生徒が平成26年3月以前に高等学校等に在籍していた場合は、対象外です。
- ※ 生徒が令和元年7月1日現在高等学校等に在籍していない場合は、対象外です。
- ※ 生徒が令和元年7月1日現在高等学校等を休学している場合は、対象外です。
- ※ 保護者が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、対象外です。
- ※ 保護者の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合は、対象外です。
- ※ 保護者が兵庫県内と兵庫県外に別居し、兵庫県外在住の保護者が、兵庫県以外の都道府県が国補助金を受けて実施する類似制度を申請している場合は、対象外です。
- ※ 高校生一人につき、申請できる回数は3回（定時制・通信制は4回）までです。

◆ 支給額（家族構成や学校の種別によって支給額が異なります。）

区分		支給額（年額）	
		全日制・定時制	通信制
生活保護世帯（生業扶助受給）		52,600円	52,600円
令和元年度 市町民税所得割額及び県民税所得割額が0円 （保護者全員の合算）	下記を除く高校生等 （※保護者が生徒を扶養していない場合、この区分となります）	98,500円	38,100円
	保護者等に扶養されている ① 2人目以降の高校生等 又は ② 15歳（中学生を除く）以上23歳未満の保護者等に扶養されている兄弟姉妹（高校生等以外）がいる高校生等	138,000円	

※15歳以上23歳未満：平成8年7月3日～平成16年4月1日に生まれた方を指します。

※どの支給区分に該当するかは、「令和元年度私立高等学校等奨学給付金申請額確認シート」でご確認下さい。

◆ 申請書の提出

以下の書類を、学校が定める日までに学校に提出してください。

◎：必ず必要

△：該当する場合のみ必要

必要書類	発行機関	支給額ごとの必要書類			
		52,600	38,100	98,500	138,000
私立高等学校等奨学給付金支給申請書（表裏2面） （黒色のボールペン（消せるボールペン不可）で記入）	申請者が記入	◎	◎	◎	◎
世帯全員分の住民票（令和元年7月1日以降発行のもの） （住民票記載事項証明は不可）	市（区町）役場				
・申請者の世帯全員分（続柄の記載があるもの）		◎	◎	◎	◎
・対象生徒、対象生徒以外に扶養している高校生等もしくは15歳以上23歳未満の兄弟姉妹又は申請者以外の保護者の住民票所在地が申請者と異なる場合は、対象生徒、兄弟姉妹又は申請者以外の保護者の住民票（在寮証明書でも可）		△	△	△	△
申請者名義の通帳のコピー（昨年度と同一の口座の場合は省略可） ・申請書に記載した口座の、銀行名・支店名・口座番号・口座名義人が分かるもの（キャッシュカードのコピーでも可）。	申請者がコピー	◎	◎	◎	◎
保護者の収入を証明する書類（以下のいずれか）					
○生活保護世帯のうち、生業扶助を受給している世帯 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書 （令和元年7月1日以降発行のもの） ・別添の「生業扶助受給証明書」に、福祉事務所の証明（押印）を受けて提出してください（市町が発行する証明書により、生業扶助の受給が証明できる場合は、市町が発行する証明書でも可）	福祉事務所	◎	—	—	—
○生活保護を受給しているが、生業扶助を受給していない世帯 生活保護を受給しているが、生業扶助を受給していないことが分かる証明書 （令和元年7月1日以降発行のもの。保護開始が平成31年1月2日以降の場合は、別の書類が必要となりますので、お問い合わせください。） ・市町が発行する、生業扶助を受給していないことが明記されている「生活保護受給証明書」 ・申請者、対象生徒、対象生徒以外の兄弟姉妹との扶養関係が分かる証明書	福祉事務所	—	◎	◎	◎
○市町民税所得割額及び県民税所得割額が0円の世帯（生活保護受給世帯を除く） 親権者全員の令和元年度課税証明書・非課税証明書 ・控除対象配偶者の場合も、親権者全員の課税証明書が必要です。 ・「特別徴収税額決定通知書」「納税通知書及び明細書」のコピーでも構いません。	市（区町）役場	—	◎	◎	◎
↑↑↑↑↑ いずれか該当する方 ↓↓↓↓↓					
健康保険証のコピー	申請者がコピー	—	◎	◎	◎
・対象生徒（必須）			—	—	◎
・対象生徒以外の申請者が扶養する高校生等もしくは15歳以上23歳未満（中学生を除く）の兄弟姉妹分					
対象生徒以外の奨学給付金支給申請書のコピー ※対象生徒以外に高校生等の兄弟姉妹がいる場合のみ	申請者がコピー	—	—	△	△

※コピーと明記しているもの以外は原本が必要です。

提出期限：令和元年 月 日（曜日）

※期限までに申請書及び添付書類の提出がされない場合、支給されません。

◆ 支給の決定

- ・奨学給付金は、県から学校への交付決定後、学校から支給されます。
- ・虚偽の申請や不正受給が判明した場合は、支給の決定が取り消され、すでに奨学給付金が支給済みの場合は、返還していただきます。